

12月

NO. 186号

昭和45年12月15日

八郷広報

発行所

茨城県八郷町役場
発行責任者 岩本佳之
印刷所 やさと印刷所

町の外見

12月1日現在 前月比
男 13,863 △1
女 14,251 △1
計 28,114 △2
世帯数 5,725 —

1月23日に町長選

16日に告示、立候補しめきりは17日

同時に町議の補欠選挙行なう

よく見！ よく聞き！

政治意識を高めよう

来春は、四年に一度の統一地方選挙が行なわれます。これに先立ち、町長選挙が、一月十六日に告示され、一月二十三日に投票が行なわれます。また、同時に町議会議員の補欠選挙も行なわれます。

この町長選挙は、私たちの住む町の政治を任すもとも身近な代表者を選ぶ選挙です。私たちの生活をよくするか、悪くするかは、主権者である私たち一人一人のため、重要な選挙になります。

八郷町の明るく正しい選挙運動も皆さんのご協力で、逐次成果を見ておりますが、悪質の違反もあることを絶つたわけではなく、まことに残念なことです。

来年は、一月二十三日の町長選挙を始め、知事、参議院議員、町議会議員と選舉が目白押しされております。来年こそ、日ごろの明正選挙運動の実力をおおいに發揮して、きれいな選挙を実現し、住みよい八郷町の建設を目指したいものです。

よく理解しやすいので、とてもでき、政策的な面も

投票すまして明るい心



選挙違反を軽蔑しよう

明正選挙友の会会長 岩本佳之

八郷町の有権者が、きれいな選挙を実現するための絶好の機会です。八郷町の将来の姿はどうあるべきか、そのためにはどんな人が適任であるかを定めるべきです。現実的でない単なる宣伝のための政策を訴えたり、相



買収供応などを憎み

選挙違反を軽蔑しよう

明正選挙友の会会長 岩本佳之

私たち有権者が、買収供応など選挙を毒する行為を憎み、選挙違反は最も重大的な犯罪としておなじみ您的社会の実現のため、着実な努力を積み重ねてまいるべきたと考えます。

行政はよい人を得て、始めてよい事業が進められ、私たちの身近なさまざまの問題が改善されてゆくわけです。

新成人者懸賞論文募集

明るく正しい選挙は、町民あげて希望しているはずなのに、わざか一握りのいわゆる「運動屋」に踊らされ、汚ない選挙が根絶できないのはまことに残念です。まことに残念あります。ただと思います。

選挙における投票の方法について、投票の秘密主義の原則から、投票日に選挙人が自ら投票所で投票用紙に候補者の氏名を書いて投票することがたまになっています。ところが、書く能力のない人や、能力を有しながらたまま体の故障などによって自書する

ことができない人について

は、例外として代理投票制度が認められています。

代理投票とは、投票所における投票の代理記載をいいます。「文字の読めない人」「文字を読めても書けない人」「体の障害」につい、例えば、目、指先、腕の病気などにより、自分で書きたい人がこれに立会って行なってくれることになります。

この制度を利用しないため、せっかくの投票が無効になる場合がたくさんあります。選挙はむろんのこと、支持する候補者にとっては大きな損です。

このような場合には、どうしこの制度を利用してください。くわしいことは、この制度を利用して候補者の氏名を記載することで一人が選挙人の指示をする二人を定め、投票記載所で一人が選挙人の指示する候補者の氏名を記載してくれば、ほかの一人がこれに立会つて行なってくれることになります。

選挙人名簿登録者

11月30日現在

投票区	男	女	計
1	1,084	1,191	2,275
2	268	244	512
3	264	299	563
4	591	659	1,250
5	225	228	453
6	287	315	602
7	524	562	1,086
8	380	417	797
9	201	209	410
10	342	372	714
11	235	291	526
12	147	147	294
13	305	377	682
14	568	690	1,168
15	315	352	667
16	258	259	517
17	491	529	1,020
18	400	429	829
19	135	138	273
20	527	575	1,102
21	190	196	386
22	194	210	404
23	256	267	523
24	233	252	485
25	284	293	577
26	286	303	589
計	8,990	9,714	18,704

損害評価会

新役員決まる

新役員決まる

新役員決まる

新役員決まる

新役員決まる

新役員決まる

代理投票

これができない人について

は、代理投票とは、投票所における投票の代理記載をいいます。「文字を読めても書けない人」「体の障害」について、例えば、目、指先、腕の病気などにより、自分が書く能力のない人や、能力を有しながらたまま体の故障などによって自書する

ことができます。ところが、書く能力のない人や、能力を有しながらたまま体の故障などによって自書することができない人について、代理投票とは、投票所における投票の代理記載をいいます。「文字を読めても書けない人」「体の障害」について、例えば、目、指先、腕の病気などにより、自分が書く能力のない人や、能力を有しながらたまま体の故障などによって自書する

安全は目から
耳から心から

会合は“時間厳守”で

参会者は開会の5分前に必ず集合するようにしよう

